

贈収賄防止の基本方針

株式会社オプトサイエンス（以下、当社）は、贈収賄防止体制の整備・運用を内部統制システムの一環として位置付け、社会からの信頼と持続的な企業価値の向上のために、贈収賄の防止に取り組むことを宣言し、ルールとして、以下の通り、「贈収賄防止の基本方針」を定めます。

1. 贈収賄行為および不正な支払行為の禁止

当社は、当社のためにビジネス上の優位性を確保したり、ビジネスを不当に獲得・維持したり、決定に影響を与えたり、不当に誘導したり、または、その報酬・見返りとして、いかなる企業、法人、個人（公務員等を含む）に対しても、適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を超えて、直接的または間接的に有価物の支払の実行、約束、許可または追認、もしくはその申し出を行うことを一切容認しません。

2. 公務員等に対する、または公務員等の要請による有価物の支払の禁止

当社は、民間・公共を問わず、適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を超えて、ビジネスの見返りとして個人に支払をすることを一切認めません。また、当社は、当社およびその取引先が製品・サービスを提供する国・地域において適用される全ての日本国内外の法律・規則で認められた範囲を超えて、公務員等に対する、または、公務員等の要請による、有価物の支払を一切容認しません。

3. 取引内容の記録及び保管

当社は、各国の贈収賄規制及び本基本方針の遵守を裏付けるべく、適切な内部統制システムのもと、支出に関する承認書面、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

4. 懲戒

当社は、その役員及び社員が本基本方針に違反した場合、就業規則等に従い、適切かつ迅速に処罰を行います。

用語の定義

本基本方針において用いられる用語は、以下のとおりとします。

- ・「有価物」とは、現金もしくは現金等価物、贈物、サービス、雇用の申し出、ローン、旅費、接待、政治献金、慈善寄付、補助金、日当、スポンサー、謝礼、または全ての資産提供が含まれ、少額であっても対象となります。
- ・「支払」とは、直接・間接を問わず、有価物の支払の申し出、約束、許可、または実行をいいます。
- ・「公務員等」とは、日本国内において、国務大臣、国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員などの地方議員、都道府県知事、市町村長の首長等の公職者及びその選挙候補者、国家公務員、地方公務員、みなし公務員をいいます。

以上